

第 16 章 業務改善命令の発動状況

I 業務改善命令の趣旨

預金者、保険契約者、有価証券の投資者等を保護するためには、金融機関等の業務の適切性、健全性の確保を図ることが必要である。このため、当庁では、立入検査、報告の徴求等により事実関係を把握し、必要があると認められた場合には業務改善命令を発動することにより金融機関等の業務の適切性、健全性の確保に努めている。

II 業務改善命令の業態別発動件数(資料 11-12-1 参照)

平成 16 事務年度における業務改善命令の業態別発動件数は以下のとおりである。

※ 【 】内の件数は公表しているもの

① 銀行等	: 34 件【24 件】
② 信用金庫	: 7 件【2 件】
③ 信用組合	: 9 件【2 件】
④ 労働金庫	: 4 件【4 件】
⑤ 保険会社	: 3 件【3 件】
⑥ 証券会社	: 20 件【16 件】
⑦ 商品投資販売業者	: 1 件【1 件】
⑧ 抵当証券会社	: 0 件【0 件】
⑨ 前払式証票発行者	: 4 件【4 件】
⑩ 投資顧問業者	: 2 件【2 件】

III 業務改善命令の発動内容

16 事務年度に公表を行った業務改善命令の発動内容については、資料 11-12-1 を参照のこと。

なお、業務改善命令の公表／非公表を判断するにあたっては、公表によりルール周知徹底が図られ規範の確立に資する等のメリットと、公表により金融機関等の経営改善を却って阻害する等のデメリットを比較衡量するが、具体的には以下の取扱を原則としている。

- ① コンプライアンスに係るものについては、原則公表
- ② 財務に係るものについては、原則非公表
- ③ 上記①、②のいずれかに分類し難いものについては、公表によるメリット・デメリットを比較し個々の事案の内容等に則して判断